

議案第 3 号

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 6 日提出

成田市長 小 泉 一 成

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(成田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 成田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第19条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第20条の見出しを「（第1号部分休業の承認）」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第20条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数
（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間）

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10

を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第21条第1項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）」に改める。

第22条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(成田市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 成田市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部」に改める。

(成田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 成田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第18条の2第1項」を「第18条の3第1項」に改める。

第18条の3を第18条の4とする。

第18条の2第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第18条の3とし、第18条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第18条の2 任命権者は、成田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第21号）第23条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」とい

- う。)に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 成田市職員の育児休業等に関する条例第23条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(成田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の成田市職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

(成田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 任命権者は、施行日前においても、第3条の規定による改正後の成田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第18条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第 4 号

非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
について

非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 4 4 年条例第
1 9 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 6 月 6 日提出

成田市長 小 泉 一 成

非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和４４年条例第
１９号）の一部を次のように改正する。

別表第１中	「	１０，８００円	を	「	１２，２００円	に
		１２，８００円			１４，５００円	
		１１，３００円			１２，８００円	
		１０，８００円			１２，２００円	
		１０，９００円 （立会時間内に交替 する場合にあって は，１０，９００円 以内で市長が定める 額）			１２，４００円 （立会時間内に交替 する場合にあって は，１２，４００円 以内で市長が定める 額）	
		９，６００円 （立会時間内に交替 する場合にあって は，９，６００円以 内で市長が定める 額）			１０，９００円 （立会時間内に交替 する場合にあって は，１０，９００円 以内で市長が定める 額）	
		１０，９００円以内 で市長が定める額			１２，４００円以内 で市長が定める額	
	」	８，９００円		」	１０，１００円	

改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は，公布の日から施行する。

（経過措置）

- この条例の施行の日以後にその期日が到来する衆議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査に係る報酬であって，同日前にその期日を公示され，又は告示されたものに係る報酬の

額については、この条例による改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 5 号

成田市予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定める条例
の一部を改正するについて

成田市予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定める条例（平成 24 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 6 月 6 日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定める条例
の一部を改正する条例

成田市予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定める条例（平成24年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次に掲げるとおり」を「株式会社成田香取エネルギー」に改め、同条各号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 号

成田市税賦課徴収条例の一部を改正するについて

成田市税賦課徴収条例（昭和 2 9 年条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 6 月 6 日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

成田市税賦課徴収条例（昭和２９年条例第３１号）の一部を次のように改正する。

第１７条中「は、」の次に「公示事項（同条第２項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）第１条の８第１項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第１７条の３中「地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「」及び「」という。）」を削る。

第３４条の２中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第３４条の７第１項中「若しくは金銭」を削り、同項第９号を次のように改める。

- (9) 所得税法第７８条第２項第４号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第３６条の２第１項ただし書中「若しくは法第３１４条の２第４項」を「、法第３１４条の２第４項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第３６条の３の２第１項第３号及び第３６条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第３６条の３の２第１項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第３６条の３の３第１項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」

を加える。

附則第4条の2を削る。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第79条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第79条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第80条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第81条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第79条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法
- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第80条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第80条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定
令和8年1月1日

(2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第5条の規定
令和8年4月1日

(3) 第17条及び第17条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(4) 第34条の7第1項の改正規定及び附則第4条の2を削る改正規定並びに附則第4条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 改正後の成田市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第17条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」と

あるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の成田市税賦課徴収条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

第4条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における新条例第34条の7第1項（第9号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

（市たばこ税に関する経過措置）

第5条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、成田市税賦課徴収条例第79条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第81条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 成田市税賦課徴収条例第81条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次項において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に

0. 5 を乗じて計算した製造たばこの本数

- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第 7 号

成田市地区運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正するにつ
いて

成田市地区運動施設の設置及び管理に関する条例（平成 2 1 年条例第 1 9
号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 6 月 6 日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市地区運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

成田市地区運動施設の設置及び管理に関する条例（平成 21 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中成田市大須賀運動施設の項及び成田市前林運動施設の項を削る。

第 3 条第 1 項の表中成田市大須賀運動施設の項及び成田市前林運動施設の項を削る。

第 10 条第 1 項中「，高岡体育館，大須賀体育館及び前林体育館」を「及び高岡体育館」に改め，同条第 2 項中「，大須賀運動場及び前林運動場」を削る。

附則第 2 項を削り，附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

別表中「，高岡体育館，大須賀体育館及び前林体育館」を「及び高岡体育館」に改める。

附 則

この条例は，令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 8 号

成田市都市公園条例の一部を改正するについて

成田市都市公園条例（平成 1 7 年条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 6 月 6 日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市都市公園条例の一部を改正する条例

成田市都市公園条例（平成１７年条例第４５号）の一部を次のように改正する。

別表第４ その５ 街区公園中かみだい街区公園の項の次に次のように加える。

ほうめ第二街区公園	成田市寺台４６１番地５１
-----------	--------------

別表第４ その５ 街区公園中大久保台街区公園の項の次に次のように加える。

大久保台第三街区公園	成田市並木町２２１番地７４５
きららのもり第一街区公園	成田市飯仲３８７番地３２
きららのもり第二街区公園	成田市飯仲３８７番地３３

別表第４ その５ 街区公園中御所の内第二街区公園の項の次に次のように加える。

そうこう街区公園	成田市東和田７５０番地７
----------	--------------

別表第４ その５ 街区公園中畑ヶ田街区公園の項の次に次のように加える。

ひがしどおり第二街区公園	成田市大清水２１７番地２６
--------------	---------------

別表第４ その５ 街区公園中なかまち街区公園の項の次に次のように加える。

なかまち第二街区公園	成田市本三里塚２３９番地３２
本町街区公園	成田市本三里塚１，００１番地 １，３５３

別表第４ その５ 街区公園中小牧第二街区公園の項の次に次のように加える。

小牧第四街区公園	成田市本城４２番地１２０
小牧第三街区公園	成田市本城６６番地３０

別表第４ その５ 街区公園中まきばのさと街区公園の項の次に次のように加える。

西三里塚第五街区公園	成田市西三里塚２５６番地２４
------------	----------------

附 則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

議案第9号

新清掃工場関連付帯施設用地造成工事請負契約の締結について

下記のとおり契約を締結する。

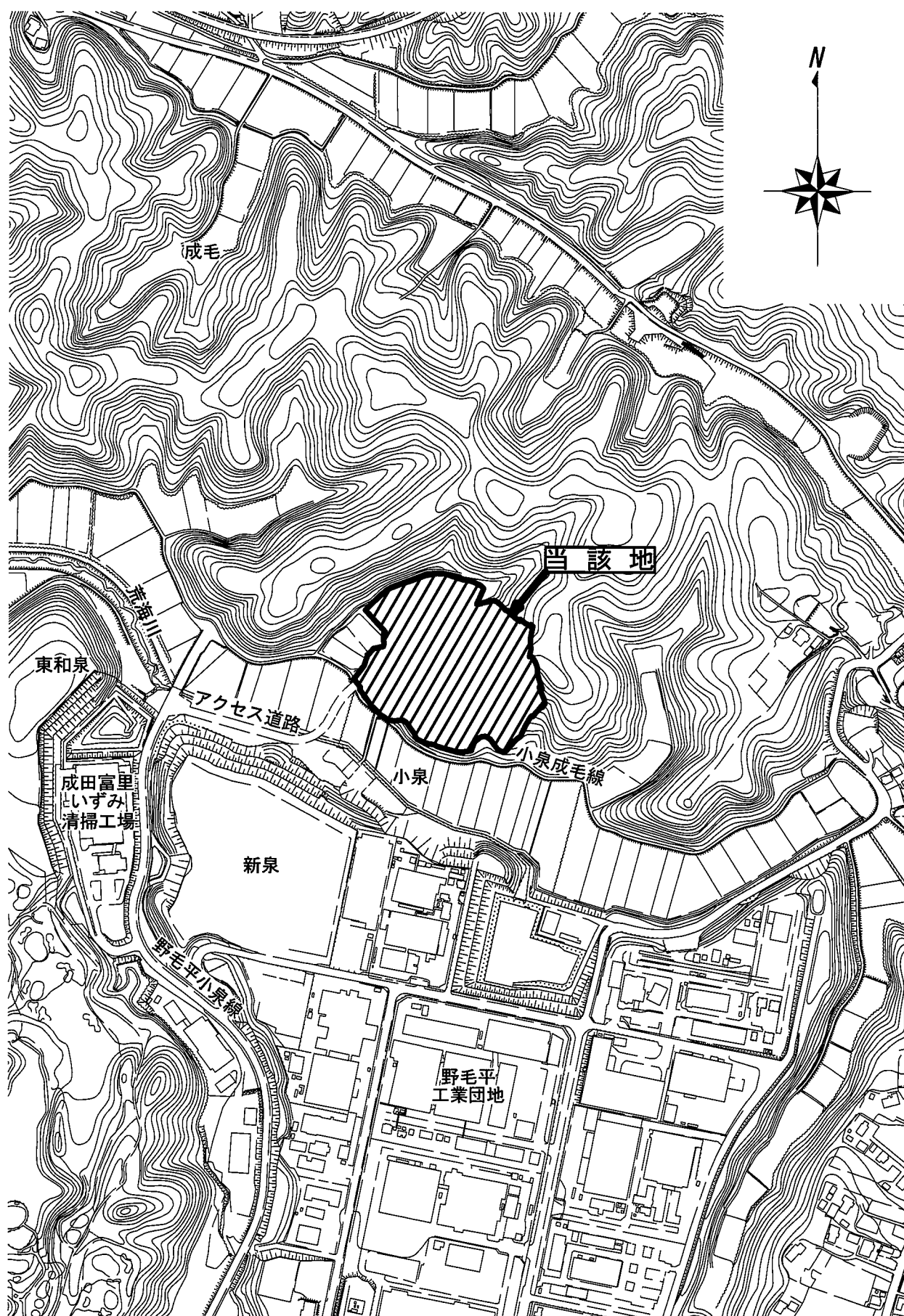
令和7年6月6日提出

成田市長 小 泉 一 成

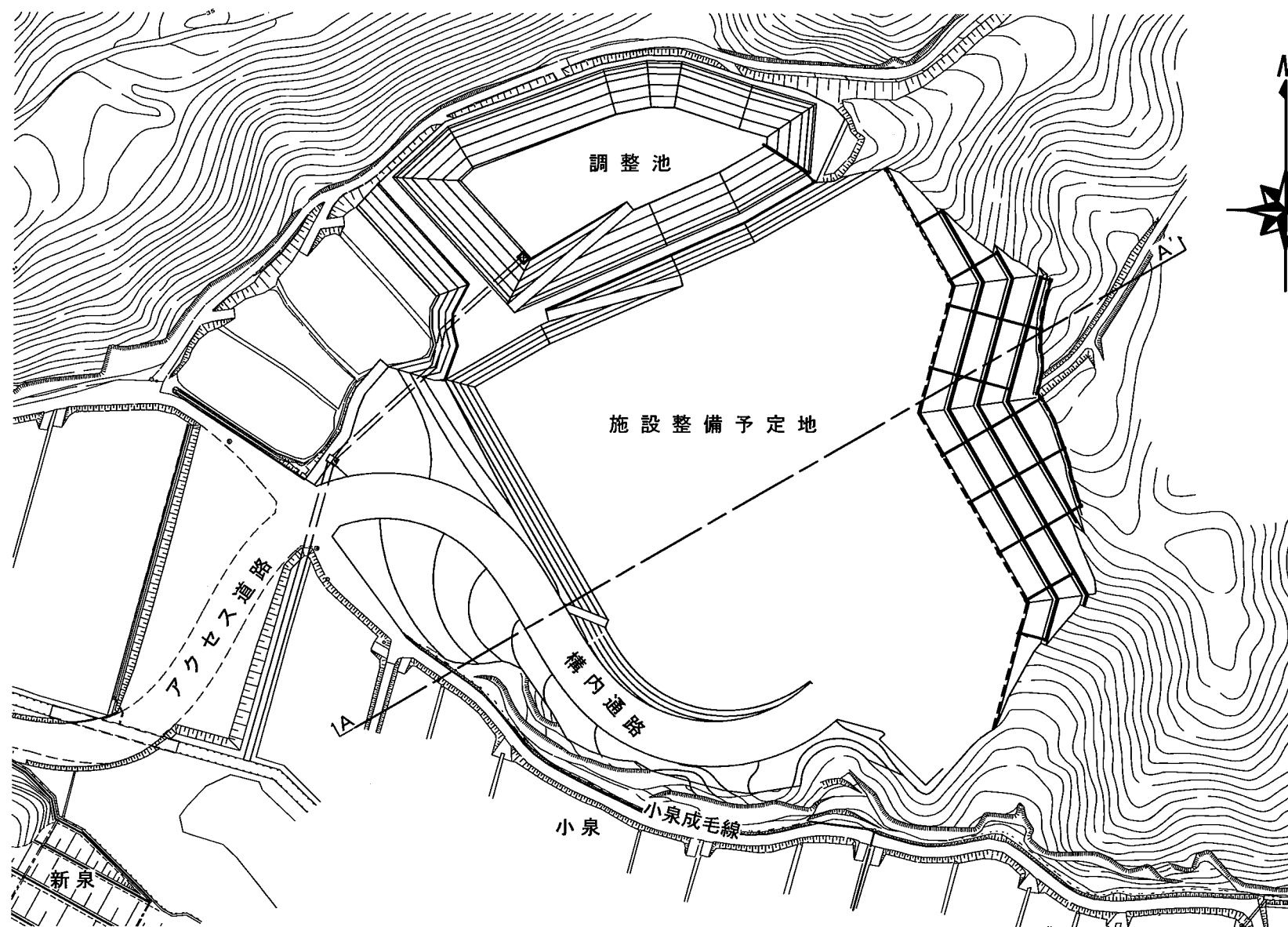
記

- 1 契約の目的 新清掃工場関連付帯施設用地造成工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契 約 金 1, 0 4 8, 0 8 0, 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 京成・小高特定建設工事共同企業体
代表者
千葉県船橋市宮本四丁目17番3号
京成建設株式会社
代表取締役 田 中 亜 夫

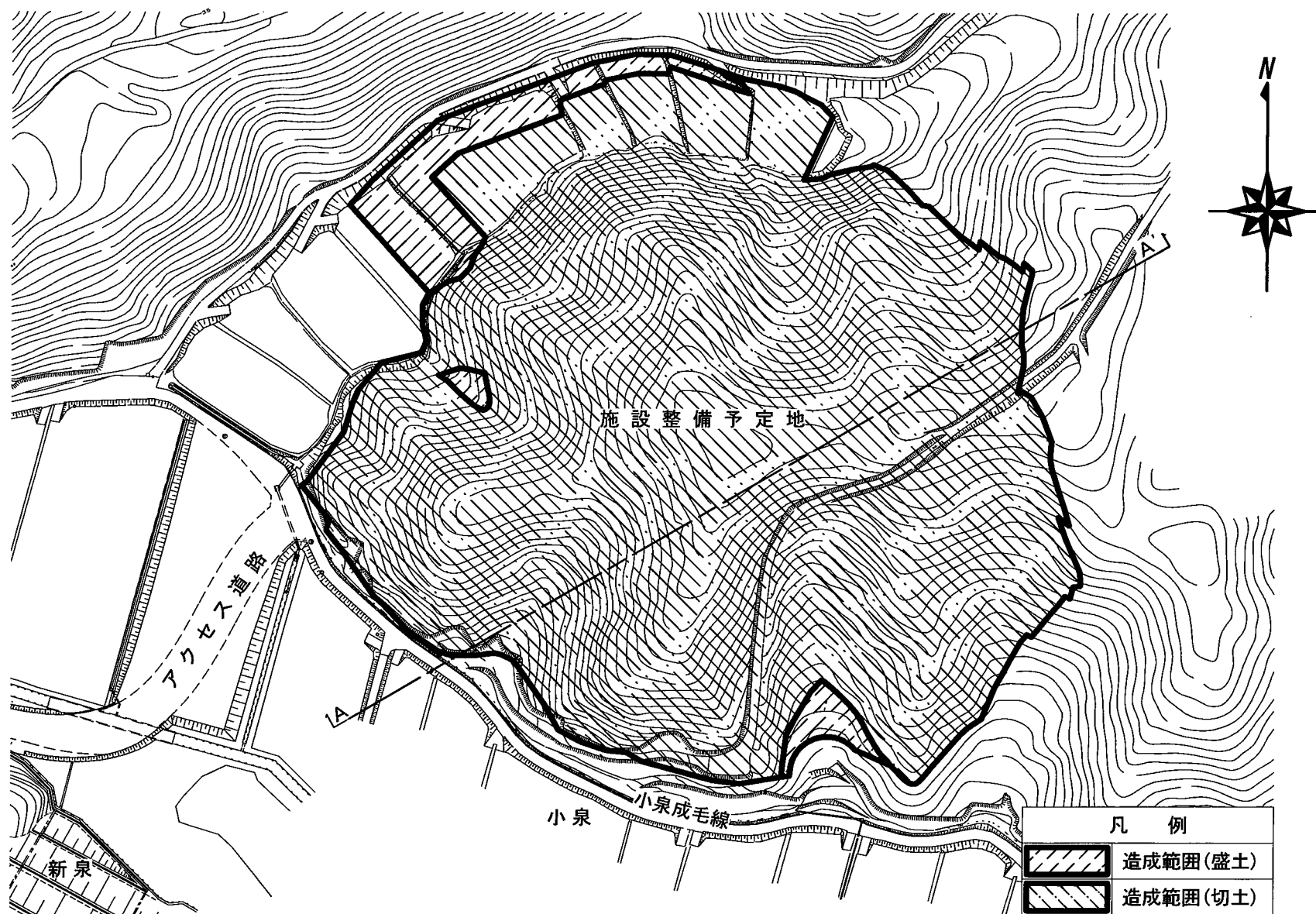
位置図



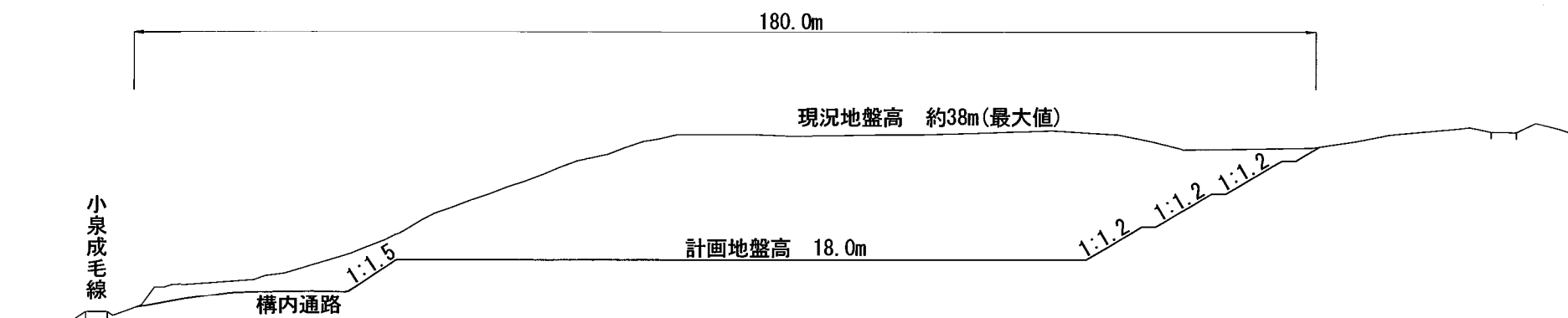
配置図



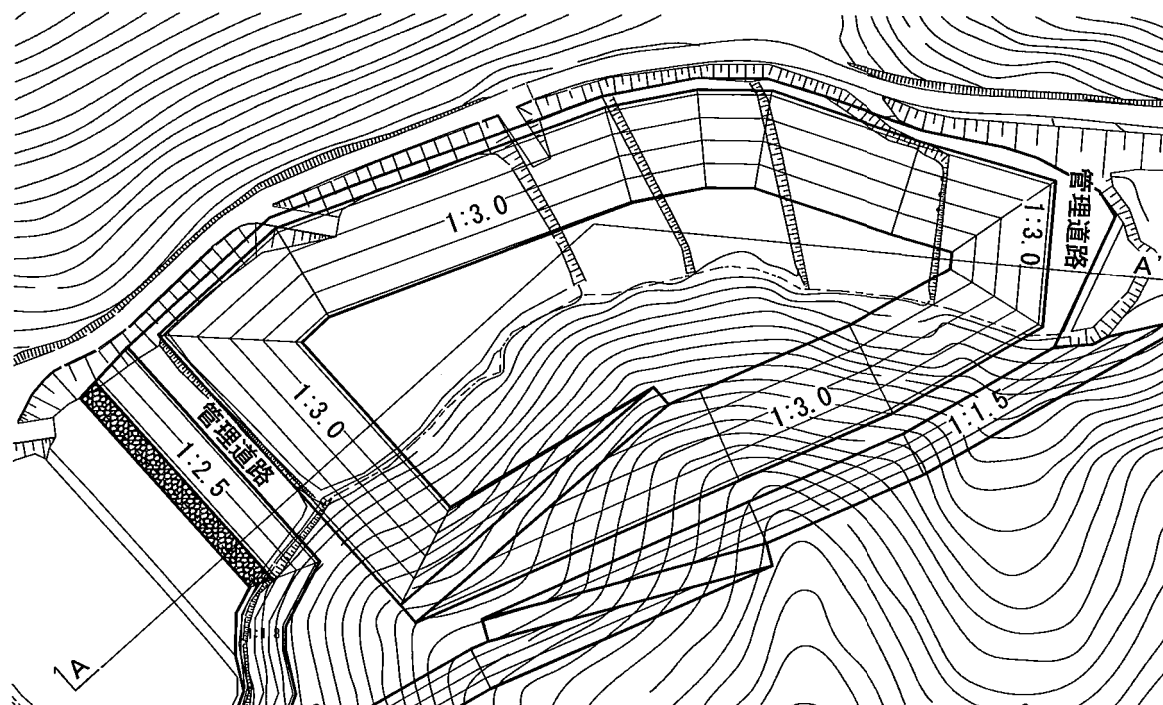
平面図



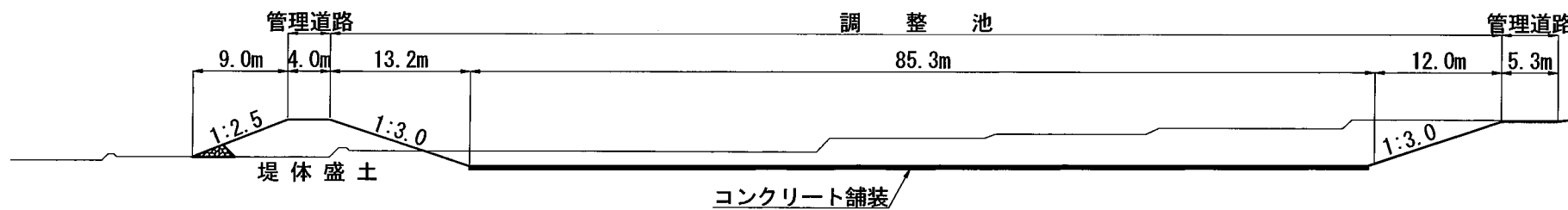
A - A' 断面図



調整池平面図



A - A' 断面図



市有財産の取得について

下記のとおり財産を取得する。

令和7年6月6日提出

成田市長 小 泉 一 成

記

- 1 取得する財産 防災用備蓄品（水・食料）（次頁のとおり）
- 2 数 量 次頁のとおり
- 3 契約の方法 制限付一般競争入札
- 4 取得価額 19,307,313円
- 5 契約の相手方 千葉県千葉市中央区仁戸名町440番地8
株式会社清水商会
代表取締役 清 水 博

防災用備蓄品（水・食料）（品名及び数量）

No	品 名	数 量
1	アルファ化米	23,300
2	アルファ化米（おかゆ）	13,950
3	ライスクッキー	5,472
4	飲料水（500ml）	32,328
5	飲料水（2L）	2,520
合 計		77,570

議案第 1 1 号

市有財産の取得について

下記のとおり財産を取得する。

令和 7 年 6 月 6 日提出

成田市長 小 泉 一 成

記

- 1 取得する財産 空気調和設備（次頁のとおり）
- 2 数 量 次頁のとおり
- 3 取 得 日 次頁のとおり
- 4 契約の方法 制限付一般競争入札
- 5 取 得 価 額 7 3 5, 9 5 2, 8 0 0 円
- 6 契約の相手方 千葉県千葉市中央区新町 1 0 0 0 番地
NTT・TCリース株式会社 千葉支店
支店長 渡 辺 聡 史

空気調和設備（品名及び数量）

No	品 名	数 量
1	空気調和設備（スポット型）	9 2
2	空気調和設備（一般型）	2
合 計		9 4

※取得日は、空気調和設備（スポット型）のうち48台及び空気調和設備（一般型）にあっては令和13年4月1日（予定），空気調和設備（スポット型）のうち44台にあっては同年9月1日（予定）とする。

議案第12号

市有財産の取得について

下記のとおり財産を取得する。

令和7年6月6日提出

成田市長 小 泉 一 成

記

- 1 取得する財産 はしご付消防自動車
- 2 数 量 1台
- 3 契約の方法 制限付一般競争入札
- 4 取得価額 239,800,000円
- 5 契約の相手方 東京都港区芝五丁目36番7号
三田ベルジュビル19階
株式会社モリタ 東京支店
支店長 山 北 忠 司

議案第 13 号

市有財産の取得について

下記のとおり財産を取得する。

令和 7 年 6 月 6 日提出

成田市長 小 泉 一 成

記

- 1 取得する財産 消防救急デジタル無線装置（次頁のとおり）
- 2 数 量 次頁のとおり
- 3 契約の方法 制限付一般競争入札
- 4 取得価額 81,379,100 円
- 5 契約の相手方 千葉県我孫子市本町三丁目 4 番 33 号
三峰無線株式会社 東関東支店
支店長 折 原 秀 夫

消防救急デジタル無線装置（品名及び数量）

No	品 名	数 量
1	卓上型固定移動局無線装置	4
2	車載型移動局無線装置	4 6
3	携帯型移動局無線装置	3 3
4	可搬型移動局無線装置	9
5	署所受令機	9
合 計		1 0 1

議案第14号

市有財産の取得について

下記のとおり財産を取得する。

令和7年6月6日提出

成田市長 小 泉 一 成

記

- 1 取得する財産 高規格救急自動車
- 2 数 量 1台
- 3 契約の方法 制限付一般競争入札
- 4 取得価額 23,980,000円
- 5 契約の相手方 千葉県成田市並木町219番地56
千葉トヨタ自動車株式会社 成田店
店長 山 田 謙 樹

交通事故に伴う損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に伴う損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

令和7年6月6日提出

成田市長 小 泉 一 成

1 損害賠償額 1, 210, 000円

2 和解の相手方 千葉県香取郡神崎町在住 個人

3 事故の概要

令和7年2月9日午後0時16分頃、香取郡神崎町の相手方の住宅敷地内において、本市救急隊員が救急対応中、傷病者を搬送するため本市車両を前進させたところ、本市車両の前輪が砂利で空転したため、本市救急隊員が確認のために下車した際、本市車両が傾斜により後進し、本市車両の後部が当該住宅敷地内の倉庫のひさしに接触し、当該ひさしの一部を損傷させた。

4 和解の内容

- (1) 市は、相手方に対し、本件事故による損害賠償義務を認める。
- (2) 市は、相手方に対し、損害賠償額1, 210, 000円を支払う。
- (3) 相手方は、市に対し、本件事故に関して上記金額の支払以外は、いかなる請求もしない。

損害賠償の額の決定について

雨水排水施設の動作不良による車両全損事故に伴う損害賠償の額を次のとおり決定する。

令和7年6月6日提出

成田市長 小 泉 一 成

1 損害賠償額 1,239,035円

2 相手方

- (1) 千葉県成田市在住 個人
- (2) 東京都千代田区 法人

3 事故の概要

令和6年9月3日午前7時頃、市内において、本市が管理する雨水排水に係る施設が機能せず、大雨に伴う雨水が排水されなかったため、市道及び前項第1号に規定する相手方の住宅の駐車場が冠水し、当該駐車場に駐車してあった同号に規定する相手方が所有する車両2台が全損した。その後、同項第2号に規定する相手方は、同項第1号に規定する相手方との損害保険契約に基づき保険金を支払ったため、保険代位により損害賠償請求権の一部を取得した。

議案第17号

成田市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

下記のとおり成田市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定する。

令和7年6月6日提出

成田市長 小 泉 一 成

記

1 指定する郵便局の名称

宗吾郵便局，豊住郵便局，三里塚郵便局，成田郵便局，下総郵便局及び大栄郵便局

2 指定する郵便局において取り扱う事務

- (1) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第2条第6号に規定する個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請の受付，署名利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る個人番号カード用署名用電子証明書を記録した個人番号カードの引渡し並びに個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び署名利用者確認のための書類の受付に関する事務
- (2) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条第7号に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請の受付，利用者証明利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る個

人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カードの引渡し並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び利用者証明利用者確認のための書類の受付に関する事務

3 指定の期間

令和8年1月15日から同年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の3月前までに、成田市及び日本郵便株式会社のいずれもが事務の取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、当該期間を1年間延長することとし、以後も同様とする。